

# 仮放免取扱要領

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この取扱要領は、出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）及び出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「施行規則」という。）に規定する仮放免の取扱いを規定し、もって仮放免事務の適正な運営を図ることを目的とする。

### (管轄)

第2条 収容令書による被収容者の仮放免（以下「収令仮放免」という。）の事務は、本取扱要領に特別の規定がある場合を除き、当該被収容者の退去強制に係る事件（以下「事件」という。）に係属している地方出入国在留管理局又は同支局（以下「地方出入国在留管理官署」という。）において行う。

2 退去強制令書による被収容者の仮放免（以下「退令仮放免」という。）の事務は、当該被収容者を収容している入国者収容所又は地方出入国在留管理官署（以下「入国者収容所等」という。）において行う。

### (移管)

第3条 入国者収容所長は、退令仮放免を許可したときは、被仮放免者の指定住居（施行規則第49条第3項により入国者収容所長又は主任審査官が指定する仮放免中の住居をいう。以下同じ。）のある区域を管轄する地方出入国在留管理官署に当該被仮放免者に関する仮放免の事務を移管しなければならない。ただし、帰国準備が目的などで仮放免の期間を1月以内に限って許可したときは、移管しないことができる。

2 地方出入国在留管理官署の長は、当該地方出入国在留管理官署の主任審査官が退令仮放免を許可する場合において、被仮放免者の指定住居を管轄区域外に指定したとき又は既に退令仮放免の許可を受けている者の指定住居を管轄区域外へ変更したときは、当該指定住居のある区域を管轄する地方出入国在留管理官署の長と協議して仮放免の事務を当該地方出入国在留管理官署に移管することができる。

### (移管書及び添付書類)

第4条 地方出入国在留管理官署の長は、事件を移管する場合で容疑者が収令仮放免を許可されているときは、収令仮放免に関する事務を併せて移管するものとし、事件の移管に当たっては、移管書（別記第1号様式）に収容令書及び仮放免に関する書類を添えて行う。

2 入国者収容所等の長は、退令仮放免に関する事務を移管するときは、移管書に、事件概要書があればその写し、退去強制令書及び仮放免に関する書類を添えて行う。

## 第2章 請求による仮放免の手續

(仮放免許可申請書の提出)

第5条 仮放免許可申請書（施行規則別記第66号様式）は、収令仮放免の場合にあつては事件の係属している地方出入国在留管理官署の主任審査官に、退令仮放免の場合にあつては当該被収容者を収容している入国者収容所の長又は地方出入国在留管理官署の主任審査官（以下「所長等」という。）に提出させるものとする。

2 所長等は、申請に際して仮放免の許可を受けようとする被収容者の名義に係る有効な旅券の有無を確認するものとし、有効な旅券を所持していない場合は、その理由書を提出させるものとする。

3 入国者収容所長は、収容令書により入国者収容所に収容されている被収容者に係る仮放免許可申請書の提出があつたときは、仮放免の許否その他に関する意見を付して第7条に規定する添付書類と共に当該申請書を速やかに事件係属の地方出入国在留管理官署の主任審査官に送付し、その回答を待つて処理するものとする。ただし、急速を要するときは、電話その他適宜の方法により当該主任審査官に連絡し、許可して差し支えない旨の回答があつたときは、これを許可することができる。

4 仮放免許可申請書は、仮放免の許可を受けようとする被収容者ごとに提出させなければならない。

(同前—被収容者以外の者の提出)

第6条 所長等は、被収容者以外の者から仮放免許可申請書の提出があつた場合には、その者が法第54条第1項の規定により仮放免を請求することができる者であることを証明するに足りる書類を提示させ、又はその写しを添付させるものとする。

2 前項の場合において、仮放免の申請人が外国人であるときは、その者の所持する旅券又はこれに代わる証明書、在留カードその他身分関係を証明するに足りる書類についても提示させ、又はその写しを添付させるものとする。

3 前2項の場合において、所長等が当該書類の提示又は添付を省略させても差し支えないと認めたときは、その一部又は全部を省略させることができる。

(添付書類)

第7条 仮放免許可申請書の提出に当たっては、身元保証人となるべき者の作成した身元保証書（別記第2号様式）及びその者の職業、収入、資産、被収容者との関係等を疎明するに足りる書類並びに仮放免を請求する理由を疎明するに足りる書類を添付させなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、身元保証人となるべき者が外国人であるときについて準用する。

(仮放免許可申請書の受理及び入国審査官等の意見)

第8条 仮放免に関する事務を担当する入国審査官（入国者収容所にあつては、法務